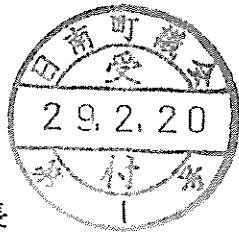


平成29年第2回日南町議会定例会

請願文書表

受理番号	受理年月日	件名	請願の要旨	請願者の住所及び氏名	紹介議員氏名	付託委員会
第1号	平成29年 2月20日	テロ等組織犯罪準備罪(共謀罪)の創設に反対する請願書	別紙写し のとおり	鳥取県鳥取市西品治 806 憲法改悪反対鳥取県共同センター 代表 鳥取県労連議長 田中 暁	久代安敏	総務教育常任委員会



日南町 議会議長
村上正広 様

2017年 2月 20日

請願者

憲法改悪反対鳥取県共同センター

代表 鳥取県労連議長 田中暁

〒680-0811

鳥取市西品治806

鳥取県労働組合総連合気付

TEL0857-21-3171

FAX0857-21-3172

紹介議員

日南町 議会議員

久代孝敏

テロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）の創設に反対する請願書

【請願趣旨】

安倍政権は、2020年の東京オリンピックなどに対する「テロ」対策を名目にいわゆる共謀罪を通常国会に提出しようとしています。

政府は、「共謀罪」の名称をテロ等組織犯罪準備罪に変え、テロ対策のために「国際組織犯罪防止条約の批准に共謀罪が必要」といいます。この条約は国際的なマフィアなどを取り締まるための条約で、日本弁護士会は公式な見解でこの条約を批准するための立法は各種整備されており、新たな立法は必要ないとしています。具体的には、予備罪が35、準備罪が6あり、さらに共謀罪が13、陰謀罪が8、合計62の主要重大犯罪について、未遂に至らない段階で処罰することが可能な立法が既に存在しており、そこには組織犯罪に関連する重大犯罪も含まれています。また、判例上も、予備罪と合わせて未遂以前も広範な行為を処罰できる法体制が整っていると指摘しています。

また、テロ関連条約も13本を批准しており、そこでも、未遂に至らない段階から処罰できる国内の法律が整っているとしています。つまり、国際的なレベルや要請から見ても、日本に特段新たな「共謀罪」が求められる状況にはありません。

安倍政権が提出しようとしている「共謀罪」は国民の強い反対で過去3度、廃案となった法律とほとんど同じものです。テロとは関係のない公職選挙法や道路交通法を含め、広く市民生活にかかわる犯罪も含め600もの犯罪を「共謀罪」の対象とすることは、市民生活を萎縮させます。犯罪を犯した者を罰するという刑法の基本理念を根底から覆し、憲法が保障する市民の表現、思想、内心の自由を大きく侵害し、監視社会へつながるものです。

私たちは、憲法の基本的人権の擁護という理念から大きく逸脱した、「共謀罪」の創設に反対する意見書を貴議会から提出していただきますよう請願します。

【請願項目】

1、テロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）の創設に反対する意見書を国に提出してください。

意見書【案】

テロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）を創設しないよう求める意見書

内閣総理大臣 安倍晋三
法務大臣 金田勝年
衆議院議長 大島理森 様
参議院議長 伊達忠一

【意見書の趣旨】

政府は、「共謀罪」の名称をテロ等組織犯罪準備罪に変え、テロ対策のために「国際組織犯罪防止条約の批准に共謀罪が必要」としているが、この条約は国際的なマフィアなどを取り締まるための条約で、日本ではこの条約を批准するための立法は各種整備されており、新たな立法は必要ないと考えます。また、テロ関連条約も13本を批准しており、未遂に至らない段階から処罰できる国内の法律も整っています。

つまり、国際的なレベルや要請から見ても、日本に特段新たな「共謀罪」が求められる状況にはないものと考えます。

安倍内閣が提出しようとしている「共謀罪」は国民の強い反対の声で過去3度、廃案となった法律とほとんど同じものであり、テロとは関係のない公職選挙法や道路交通法を含め、広く市民生活にかかわる犯罪も含め600もの犯罪を「共謀罪」の対象とすることは、市民生活を萎縮させる恐れが多大にあると考えます。「共謀罪」は犯罪を犯した者を罰するという刑法の基本理念を根底から覆し、憲法が保障する市民の表現、思想、内心の自由を大きく侵害し、監視社会へつながる恐れが払拭できません。

よって、当議会は、テロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）の創設に反対する意見書を地方自治法第99条に基づき提出します。

2017年 月 日

議会議長

共謀罪の創設に反対する意見書

2012年（平成24年）4月13日

日本弁護士連合会

意見の趣旨

政府が導入を主張している「共謀罪」の規定は、我が国の刑事法体系の基本原則に矛盾し、基本的人権の保障と深刻な対立を引き起こすおそれが高く、その導入の根拠とされている国連越境組織犯罪防止条約の批准にも、この導入は不可欠ではないから、政府は、「共謀罪」の創設を含む組織犯罪処罰法改正案を提出すべきではない。

意見の理由

第1 はじめに一新たな情勢の変化

- 1 共謀罪の創設を含む組織犯罪処罰法改正案（以下「共謀罪法案」という。）は、国会において三度廃案になった後、民主党に政権交代した後は国会に上程されていない。

民主党は、2009年の衆議院選挙の際に発表した「政策INDEX2009」において、「共謀罪を導入せずに国連組織犯罪防止条約を批准」との見出しの下、「共謀罪を導入することなく国連組織犯罪防止条約の批准手続きを進めます。」との公約を掲げ、民主党はその衆議院選挙で大勝し、政権交代を果たした。

この公約は、当連合会の2006年9月14日付け「共謀罪新設に関する意見書」（以下「旧意見書」という。）とほぼ同意見を述べるものであり、ここから、民主党政権においては、共謀罪法案が国会に提出されることはないと考えられた。

- 2 共謀罪法案と一体となって国会に提出されていた「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」から、共謀罪法案の部分を切り離したサイバー犯罪条約の国内法化等を内容とする法案が、「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」（いわゆるコンピュータ監視法案）として、昨年の通常国会（第177回常会）に提出され、同法案は2011年6月17日に可決・成立した。

その法案審議において、当時の江田法務大臣は、「民主党政策集では、国内法の基本原則に従って必要な措置をとるのが条約の求めである、そして、条約

が定める重大犯罪のほとんどについて、我が国では現行法で既に予備罪、準備罪、幫助罪、共謀共同正犯などの形で共謀を犯罪とする措置がとられているので、『共謀罪を導入しなくても』云々と書いてあるわけで、ここで言う『共謀罪を導入しなくても』というのは、当時政府が出していた法案、これを指しているわけで、ここでそのまま読むと、いろいろな措置がとられている、『したがって、共謀罪を導入しなくても』と書いてありますが、全く何も要らないのかどうか、これは私としてはまだ考えをまとめ切っている段階には至っておりません。」、「これは、法務省だけでというわけにいかないの、条約を批准するときにはどういった国内的な担保が必要かというのは、関係省庁ともよく協議をしなければ結論は出ないということです。」などと答弁して、国連越境犯罪防止条約の批准のために、現に省庁間で協議がなされており、法務省においても、何らかの立法措置が必要であると考えて準備していることを窺わせる内容であった。

- 3 そこで、当連合会は、その後の情勢の変化も踏まえて、改めて、共謀罪法案を国会に上程しないことを求める意見を述べるものである。

第2 当連合会の従来の見解

- 1 当連合会は、2003年1月20日付けで、「国連『越境組織犯罪防止条約』締結にともなう国内法整備に関する意見書」を公表し、要綱案に示された共謀罪を新設すべきではないという意見を表明した。
- 2 その後、当連合会は、2006年9月14日付けで、旧意見書を公表し、「政府と与党が導入を主張している『共謀罪』の規定は、我が国の刑事法体系の基本原則に矛盾し、基本的人権の保障と深刻な対立を引き起こすおそれが高い。さらに、導入の根拠とされている国連越境組織犯罪防止条約の批准にも、この導入は不可欠とは言い得ない。よって、『共謀罪』の立法は認めることができない。」との意見を表明した。

旧意見書においては、条約の留保の可能性と条約の批准の適否について検討した上で、国連越境組織犯罪防止条約（以下「本条約」という。）第5条を批准するための選択肢を検討し、我が国の法制度の中で、犯罪防止条約第5条第1項(a)(i)を選択し、組織犯罪に関連する重大犯罪について、合意により成立する犯罪が未遂以前に犯罪が可罰的とされていれば批准できることを論証し、合意により成立する犯罪を未遂以前の段階から処罰する立法は、既に我が国においてなされているから、同条約を締結するために新たな立法は必要ないという意見を述べた。

3 そして、以下に述べるように、当連合会は、その後の国際情勢を踏まえても、特に、従前の見解を変更する必要を認めないものである。

第3 共謀罪の危険性について

そもそも、共謀罪というのは、団体の活動として犯罪の遂行を共謀した者を処罰するための刑罰法規である。現行法にも共謀罪規定は存しているが、実際に適用された例を聞かない。

ところが、共謀罪法案においては、一定の法定刑（長期4年）以上の600以上もの犯罪について一挙に共謀罪を新設するというものである。

共謀した者の中に、犯罪の実行の着手やその準備行為を行った者が存在してなくても共謀罪は成立するという点において、従来の共謀共同正犯とは異なっており、思想ではなく行為を処罰するという刑事法体系の基本原則に矛盾するものである。

しかも、その処罰範囲が、限りなく曖昧で拡大してしまうおそれがあるという点で、国民から行為の予測可能性を奪うものであるから、基本的人権の保障と深刻な対立を引き起こすおそれが高い。

さらに、本条約が求める越境組織犯罪とは全く無関係な犯罪や重大犯罪とまではいえないようなものを含めて、600以上もの共謀罪が新設されることになること、我が国の刑事法体系を根底から覆しかねないものと言わざるを得ないものであり、このような立法を許容することは到底できない。

このような観点から、当連合会は、共謀罪法案に反対してきたのである。

第4 国連越境組織犯罪防止条約第5条の批准するための選択肢について

1 本条約第5条第1項は、「締約国は、故意に行われた次の行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。」として、その(a)は、「次の行為の一方又は双方」として、「(i)金銭的利益その他の物質的利益を得ることに直接又は間接に関連する目的のため重大な犯罪を行うことを一又は二以上の者と合意することであって、国内法上求められるときは、その合意の参加者の一人による当該合意の内容を推進するための行為を伴い又は組織的な犯罪集団が関与するもの」と「(ii)組織的な犯罪集団の目的及び一般的な犯罪活動又は特定の犯罪を行う意図を認識しながら、次の活動に積極的に参加する個人の行為」として「a 組織的な犯罪集団の犯罪活動」と「b 組織的な犯罪集団のその他の活動（当該個人が、自己の参加が当該犯罪集団の目的の達成に寄与することを知っているときに限る。）」と規定している。

旧意見書においては、本条約第5条を含めて、本条約を批准する前提で、政府・与党が提案しているような、新たに広範な共謀罪を創設する以外に選択肢がないのかを検討した。

そして、本条約第34条第1項に「締約国は、この条約に定める義務の履行を確保するため、自国の国内法の基本原則に従って、必要な措置（立法上及び行政上の措置）をとる。」と規定されていること及び国連が各国の国内法起草者向けに作成した立法ガイド（36、43、44、51、54及び62の各パラグラフ）から、我が国が、本条約第5条第1項(a)(i)を選択し、組織犯罪に関連する重大犯罪について、合意により成立する犯罪が未遂以前に犯罪が可罰的とされていれば、本条約を批准することは可能であることを詳細に論証したところである（旧意見書「第3 犯罪防止条約第5条を批准するための選択肢について」6頁以下）。

なお、国連の立法ガイドは、旧意見書作成後も、特に更新・改訂は見られない。

2 諸外国の状況について

(1) 旧意見書において、本条約を一部留保することが可能な例として紹介したアメリカ合衆国が、本条約第5条の留保をしていた点については、その後も特に変更は見られない。

同様の例として紹介したセントクリストファー・ネーヴィスについても、越境性を要件とする共謀罪を新設して本条約を批准しているが、その後に特に変更は見られない。

(2) 旧意見書において、本条約の締約国会議に提出された国連薬物犯罪事務所事務局が作成した「事務総長が受理した通知、宣言、留保に関する報告書」（2005年）において、本条約第5条の履行に関して報告を行った48か国のうち、少なくとも5か国（ブラジル、モロッコ、エルサルバドル、アンゴラ、メキシコ）は、同条第3項の追加要件について、組織犯罪集団の関与を要件としながら、組織犯罪集団の関与する全ての重大犯罪を適用範囲としていないことを自認していることを紹介した。

(3) 以上のように、その後の本条約の締約国会議に提出された資料を検討しても、旧意見書の後に本条約をめぐる諸外国の状況には、特に変化は見られなかった。

第5 我が国の法制度上、組織犯罪に関連する重大犯罪について、合意により成立する犯罪が未遂以前に犯罪が可罰的とされていること

旧意見書においても述べたとおり、我が国の法制度上、以下に述べるとおり、組織犯罪に関連する重大犯罪について、合意により成立する犯罪が、未遂以前に犯罪が可罰的とされており、新たに共謀罪を新設する必要は認められない。その後の法改正の状況も踏まえて再論する。

1 現行法上、予備罪、共謀罪等が規定されていること

現行法上、予備罪が35、準備罪が6あり、さらに共謀罪が13、陰謀罪が8あり、合計62の主要重大犯罪について、未遂に至らない段階で処罰することが可能な立法が存在しており、そこには、組織犯罪に関連する重大犯罪も含まれている（その具体的な規定例は、別紙1のとおりである。）。

2 我が国には判例上共謀共同正犯理論が存在し、予備罪と併せて未遂以前の広範な行為を処罰できること

我が国には、コンスピラシーが存在する英米法にはない独自の判例理論として、共謀共同正犯理論が確立しており、その当否はともかく、組織犯罪については広範な共犯処罰が可能となっている。

しかも、我が国の判例上、予備罪についても共謀共同正犯の成立が認められるだけでなく、他人予備行為（他人に犯罪の実行をさせる目的で準備する行為）も予備罪が成立することが認められている。そのため、予備罪の適用範囲はさらに広く認められている。

その結果、予備の共謀共同正犯の場合には、共謀をした者のうちの一人が予備行為を行えば、共謀者の全員に予備罪の共謀共同正犯が成立することになるが、その結果は、共謀罪の成立に顕示行為（overt act）を求める場合とほとんど異ならない結論になると考えられる。

そうであるとする、我が国の法制上、組織犯罪集団に関連した主要犯罪については、合意により成立する犯罪を、未遂に至らない段階から処罰できる法整備は既になされていると言っても過言ではない。

3 テロ行為に対する処罰規定が存在していること

日本は、テロ関連条約のうち、「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約」を除く全てを批准しており、条約上の行為を国内法で犯罪と規定しており、そこでも未遂に至らない段階から処罰できる体制が整っている（その具体的な規定例については、別紙2のとおりである。）。

4 銃の所持に対する処罰規定の存在

共謀罪を持っているアメリカ合衆国においては、人が自宅に適法に銃を所持することが広範に可能であり適法であるが、我が国では、銃砲刀剣類所持等取締法により、銃砲や刀剣の所持自体が厳しく規制され、違反行為が処罰されて

いる。

これは、銃器犯罪について、未遂に至らない段階で、形式的な行為としての「所持」自体を処罰するものであって、このことも、組織犯罪の未然防止のための措置として評価されるべきである。

5 まとめ

以上のように、犯罪防止条約第5条との関係においては、我が国の各種処罰規定を総合的に見れば、本条約第5条第1項(a)(i)の選択肢を採用し、同条第3項の求めている組織犯罪集団の関与する全ての重大な犯罪について、合意により成立する犯罪を未遂に至らない段階から処罰する立法は、既に我が国において十分に整備されており、同条約を締結するために、新たな立法は必要ないのである。

第6 終わりに

共謀罪は、我が国の刑事法体系の基本原則に矛盾し、基本的人権の保障と深刻な対立を引き起こすおそれが高いから、新設すべきではない。

既に述べたとおり、我が国においては、組織犯罪集団の関与する犯罪行為については、合意により成立する犯罪を未遂に至らない段階で取り締まることができる規定が既に整備されているのであるから、新たな立法を要することなく、本条約を批准することは可能である。

その際には、同条約の一部の規定について留保ないし解釈宣言を行うことが可能であり、又は批准に当たっての国連事務総長に対する通報などの措置をとることによって同条約に違反することを回避することは十分に可能である。

したがって、当連合会は、改めて、政府に対し、国会に共謀罪法案を上程しないことを強く求めるものである。

別紙 1 未遂に至らない段階で犯罪を処罰することが可能な処罰規定の例

1 刑法の規定例

① 陰謀罪が規定されている例

内乱予備陰謀，外患に関する予備陰謀罪，私戦予備陰謀罪，殺人予備罪，強盗予備罪，放火予備罪，身代金目的誘拐予備罪が規定されている。

② それ以外の規定

ア 支払用カード電磁的記録不正作出準備罪（刑法第163条の4）

支払用カード電磁的記録不正作出罪（刑法第163条の2第1項）の予備行為を処罰するとともに，実質的には詐欺罪の予備行為を罰するものとなっており，予備行為の未遂も処罰されることになっている（刑法第163条の5）。

イ 凶器準備集合罪（刑法第208条の3）

かなり広範に，暴力犯罪を，その準備段階で処罰することが可能である。

2 特別法の規定例

① 予備罪が規定されている例

化学兵器，サリン，航空機の強取，麻薬取締法，覚せい剤取締法，銃砲刀剣類所持等取締法その他多くの特別法違反類型について，予備罪が規定されている。

② それ以外の例

ア 軽犯罪法第1条第29号

他人の身体に対して害を加えることを共謀した者の誰かがその共謀に係る行為の予備行為をした場合に，共謀した者を処罰することが可能な規定となっている。

イ 「特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律」（平成15年6月4日法律第65号）

侵入盗について，窃盗の未遂に至らない準備段階の行為を処罰することが可能となっている。

別紙2 現行法上テロ行為を未遂に至らない段階で処罰する規定

- 1 航空機の強取等の処罰に関する法律（昭和45年5月18日法律第68号）第3条

暴行・脅迫等の方法で人を抵抗不能の状態に陥れて、航行中の航空機を強取する行為の予備行為を処罰する規定となっている。

- 2 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律（平成14年6月12日法律第67号）第2条

情を知って、公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行を容易にする目的で資金を提供する行為を処罰する規定であるが、これは、予備あるいは準備段階の幫助を独立犯として処罰する規定であり（当連合会の2002年4月20日付け「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律（案）」に対する意見書）、未遂に至る前の段階の行為類型を処罰することが可能な規定となっている。

- 3 サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成7年4月21日法律第78号）第6条第4項

サリン等の製造、輸入、所持、譲り渡し、譲り受け行為の各予備行為を処罰することが可能な規定となっている。

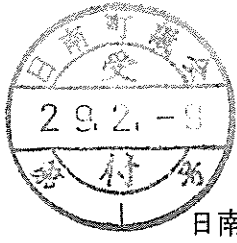
- 4 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（平成19年5月11日法律第38号）第3条第3項

放射性物質を発散させるなどして人の生命等に危険を生じさせる行為の予備行為を処罰する規定となっている。

平成29年第2回日南町議会定例会

陳情文書表

受理番号	受理年月日	件名	陳情の要旨	陳情者の住所及び氏名	付託委員会
第1号	平成29年 2月9日	「沖縄の声に共鳴して地方自治の堅持を日本政府に求める意見書」の採択を求める陳情	別紙写し のとおり	鳥取県鳥取市西品治806 鳥取県労働組合総連合 議長 田中 暁	総務教育常任委員会
第2号	平成29年 2月17日	「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書	別紙写し のとおり	鳥取県鳥取市西品治806 鳥取県労働組合総連合 議長 田中 暁	総務教育常任委員会
第3号	平成29年 2月20日	農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる陳情書	別紙写し のとおり	鳥取県鳥取市鹿野町今市916番地 鳥取県農民運動連合会 会長 今本 潔	経済福祉常任委員会



日南町議会議長
村上 正広 殿

2017年 2月 9日

鳥取市西品治806

Tel. 0857-21-3171

鳥取県労働組合総連合

議長 田中 暁



「沖縄の声に共鳴して地方自治の堅持を日本政府に求める意見書」 の採択を求める陳情

【陳情の趣旨】

国の安全保障は、地域、自治体の協力なしには成り立たず、また、地域に住む人々の安全を脅かすものであってはならないことから、国には地方自治を尊重する義務があると考えます。

今日の沖縄をめぐる米軍基地問題において、沖縄県民の意思を無視した安倍政権による辺野古新基地建設・高江ヘリパッド建設の強行は、日本国憲法で保障された「地方自治」の危機と言わざるを得ません。

地方自治体を国の都合で一方向的に従わせるような政策は、地方自治の理念を損なうものです。地方の同意なしには、国の発展も国民の幸福もありません。

国の政策と地方自治体住民の意思との間に溝が生じたときこそ、政府は地方自治の原則に立ち、自治体を代表する首長との真摯な話し合いを通じて、住民意思と国家政策の間の溝を埋めることに努める必要があります。

私たちは、日本の平和と民主主義、地方自治を守り発展させる立場から、「沖縄の声に共鳴して地方自治の堅持を日本政府に求める意見書」を貴議会において採択していただくよう陳情します。

【陳情項目】

一、沖縄の民意を真摯に受け止め、日本国憲法が保障する地方自治の本旨に基づき、住民自治と団体自治を柱とする地方自治を堅持することを求める「沖縄の声に共鳴して地方自治の堅持を日本政府に求める意見書」を関係行政庁に提出して下さい。

以上

沖縄の声に共鳴して地方自治の堅持を日本政府に求める意見書(案)

国の安全保障は、地域、自治体の協力なしには成り立たず、また、地域に住む人々の安全を脅かすものであってはならないことから、国には地方自治を尊重する義務があると考えます。

今日の沖縄をめぐる米軍基地問題において、沖縄県民を無視した安倍政権による辺野古新基地建設・高江ヘリパッド建設（以下、「米軍基地建設」という）の強行は、日本国憲法で保障された「地方自治」の危機と言わざるを得ません。

沖縄県民の「米軍基地建設」への強い民意は揺るぎないものとなっており、誰もその事実を否定できるものではありません。

米軍基地建設に反対する多くの住民を機動隊等により強制排除し、憲法が保障する集会・言論の自由を制限して、工事は強行されています。これまで行われた名護市長選挙、県知事選挙、衆議院選挙、参議院選挙において繰り返し示された沖縄県民の民意を踏みにじり、米軍基地建設を強行することは、民主主義と地方自治の重大な侵害と言わざるを得ません。

沖縄は、先の大戦では本土防衛の捨石とされ、日本で唯一の地上戦に巻き込まれた結果、当時の沖縄住民の4人に1人が命を奪われ、県土は廃墟と化しました。

終戦後、1952年のサンフランシスコ講和条約発効で沖縄は日本から切り離され、1972年の施政権返還までの27年間米軍占領下におかれ、民主主義の蹂躪、人権と平和と社会正義が無視されるという、苦難と忍従を強いられました。

今年は戦後71年を迎えますが、現在でも、日本国土面積の0.6%の沖縄に、在日米軍用施設の74%が集中し、基地あるが故の事件、事故に苦しめられています。

日米両政府は沖縄の民意を無視し、日本の天然記念物であり国際的な絶滅危惧種であるジュゴンやアオサンゴ、260種以上の絶滅危惧種を含む5,300種以上の海洋生物が生息する生物多様性に富んだ辺野古・大浦湾の埋め立てや、特別天然記念物のノグチゲラやヤンバルクイナをはじめ貴重な固有種が息づく高江の森の環境を破壊し、米海兵隊が使用する新基地建設を強行しています。

地方自治体を国の都合で一方向的に従わせるような政策は、地方自治の理念を損なうものです。地方の同意なしには、国の発展も国民の幸福もありません。

国の政策と地方自治体住民の意思との間に溝が生じたときこそ、政府は地方自治の原則に立ち、自治体を代表する首長との真摯な話し合いを通じて、住民意思と国家政策の間の溝を埋めることに努める必要があります。

このような見地から、当議会は下記事項の実現を求め、地方自治99条の規定により意見書を提出します。

記

- 一、沖縄の声を真摯に受け止め、日本国憲法が保障する地方自治の本旨に基づき、住民自治と団体自治を柱とする地方自治を堅持されることを求めます。
- 二、沖縄県民の民意を尊重し、米軍基地建設計画を白紙に戻すこと。

平成29年 月 日
〇〇〇県〇〇市町村議会

<宛先> 内閣総理大臣 防衛大臣 外務大臣

日南町議会
議長 村上 正広 様



2017年2月17日

鳥取市西品地区
鳥取県労働組合総連合
議長 田中 睦
0857-21-3171

「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」 の採択を求める陳情書

【陳情の趣旨】

アベノミクスによる“異次元の金融緩和”によって、大企業の内部留保は増えましたが、労働者の実質賃金は下落し、消費支出も減少し続けています。“雇用の流動化”が推し進められ、非正規雇用労働者が全労働者の4割に達し、労働者の4人に1人が懸命に働いても年収200万円以下というワーキング・プアに陥っています。低賃金で不安定な仕事にしか就けず、自立できない人が増え、2015年の婚姻率は0.5%、出生率も1.45に落ち込み、少子高齢化がますます進行し、さらに親の貧困が子どもたちの成長・発達を阻害しているという“貧困の連鎖”も大きな社会問題となっています。

2016年の改定による地域別最低賃金は、最も高い東京で時給932円、本鳥取県では715円、最も低い地方は714円です。毎日フルタイムで働いても月11万～14万円の手取りにしかならず、これでは憲法が保障する“健康で文化的な最低限の生活”はできません。しかも、時間額で218円にまで広がった地域間格差が、労働力の地方からの流出を招き、地方の高齢化と地域経済を疲弊させる要因となっています。地域経済を再生させるうえで、地域間格差の是正と最低賃金の大幅な引き上げが必要です。

安倍首相は、「最低賃金を毎年3%程度引き上げて、加重平均で1000円をめざす」「GDPにふさわしい最低賃金にする」として、現行の最低賃金の低さを認めました。しかし年3%の引上げでは「できる限り早期に全国最低800円を確保し、2020年までに全国平均1000円をめざす」とした「雇用戦略対話」での政労使三者合意を先延ばしすることになります。政治的決断で、直ちに1000円に引き上げるべきです。

あわせて、中小企業への助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策を拡充すると同時に、最低賃金を改善することは、景気刺激策として有効です。さらに公正取引の確立の点からみても、最低賃金を生活保障水準に引き上げ、企業間取引の力関係の中で単価削減・賃下げが押しつけられないようにし、適正利潤を含んだ単価を実現させることが大切です。

最低賃金法第9条には、「最低賃金の原則」として「労働者の生計費と賃金」に先進国では例のない「支払能力」が併記されています。大企業の経済活動に大きく左右される指数が地域ランクの判断要素とされ、政府や使用者側は、これを理由に、最低賃金を劣悪な労働条件の多い小零細企業の労働者との賃金と比較しています。そうした「生計費」原則を無視した地場賃金を低くおさえる動きによって、地域間の賃金格差が固定・拡大され、地域経済の疲弊を進行させているのです。

憲法では「すべて国民は、法の下に平等」「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とされ、労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としています。最低賃金法第9条は、最低賃金は生活保護水準を下回ってはならないとしています。最低賃金の地域間格差をなくして大幅に引き上げ、中小企業支援策の拡充を実現するため、貴議会におかれましては、国に対して別紙の意見書を提出するよう陳情します。

以上

【別紙 案】 地域からの経済好循環の実現に向け 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書

労働者の4割が非正規雇用、4人に1人が年収200万円以下のワーキング・プアとなり、平均賃金は2000年に比べ15%も目減りしている。世界にも例のない賃金の下落が、消費低迷、生産縮小、雇用破壊と貧困の拡大を招いており、政府が「賃上げによる経済の好循環」をめざすことは理論的には正しい。

2016年の地域別最低賃金は、最高の東京で時給932円、鳥取県では715円、最も低い地方では714円に過ぎず、フルタイムで働いても年収120万～150万円しか得られないのでは、人間らしいまともな暮らしはできない。また地域間格差も大きく、鳥取県と東京では、同じ仕事をしても時給で217円も格差があるため、若い労働者の都市部への流出を招いてしまっている。

安倍首相は、「最低賃金を毎年3%程度引き上げて、加重平均で1000円をめざす」と述べ、「GDPにふさわしい最低賃金にする」として、現在の最低賃金の水準の低さを認め、引上げを進めることを述べた。しかし、2010年に行われた雇用戦略対話では「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020年までに全国平均1000円をめざす」とした「政労使による三者合意」が成立している。「毎年3%程度」では、雇用戦略対話での合意を先延ばしし、格差と貧困の解消を遅らせるだけである。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は低水準と地域格差が特異点であり、先進諸国のグローバル・スタンダードに近づけるためには、最低賃金の地域間格差の是正・全国一律への改正と金額の大幅な引き上げが必要である。“最低賃金1000円以上”は、中小企業には支払いが困難との意見もあるが、欧州の先進諸国の最低賃金は、購買力平価換算で時間額1000円以上、月額約20万円以上は普通であり、そうした高い水準の最低賃金が労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える経済を成り立たせている。その実現を保障するために、政府が率先して大規模な中小企業支援策を講じて最低賃金引き上げを支えている。日本でも、公正取引ルールの確立をすすめ、中小企業への支援策を拡充しながら、最低賃金を引き上げる必要がある。人間らしく生活できる水準の最低賃金を確立し、それを基軸として生活保護基準、年金、農民の自家労賃、下請け単価、家内工賃、税金の課税最低限度等を整備すれば、誰もが安心して暮らせ、不況に強い社会をつくることができる。

以上の趣旨より、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出する。

記

1. 政府は、ワーキング・プアをなくすため、政治決断で最低賃金をすぐに1000円以上に引き上げること。
2. 政府は、全国一律最低賃金制度の確立等、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
3. 政府は、中小企業への支援策を拡充すること。中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担や税の減免制度を実現すること。
4. 政府は、中小企業に対する大企業による優越的地位の濫用、代金の買い叩きや支払い遅延等をなくすため、中小企業憲章をふまえて、中小企業基本法、下請二法、独占禁止法を改正すること。
5. 政府は、雇用の創出と安定に資する政策を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

〇〇議会 議長 〇〇〇〇

内閣総理大臣 宛

厚生労働大臣 宛

中央最低賃金審議会会長 宛



日南町議会
議長 村上正広 様

2017年2月20日

鳥取県農民運動連合会
会長 今本 潔

住所 鳥取県鳥取市鹿野町今市 916 番地
電話 0857(84)2260

農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる陳情書

【陳情の趣旨】

米価が生産費を大きく下回る水準に下落し、多くの稲作農家が「これでは作り続けられない」という状況が生まれています。また「安いコメ」の定着によって、生産者だけでなくコメの流通業者の経営も立ち行かない状況となっています。

こうしたなかで政府は、農地を集積し、大規模・効率化をはかろうとしていますが、この低米価では規模拡大した集落営農や法人ほど赤字が拡大し、経営危機におちいりかねません。

平成25年度までは、主要農産物(米、麦、大豆など)の生産を行った販売農業者に対して、生産に要する費用(全国平均)と販売価格(全国平均)との差額を基本に交付する「農業者戸別所得補償制度」がとられ、多くの稲作農家の再生産と農村を支えていました。

平成26年度からは「経営所得安定対策」に切り替わり、米については10aあたり7,500円の交付金へと引き下げられ、稲作農家の離農が加速し、地域がいつそう疲弊しています。しかも、この制度も平成30年産米から廃止されようとしています。

これでは、稲作経営が成り立たないばかりか、水田のもつ多面的機能も喪失し、地域経済をますます困難にしてしまうことはあきらかです。

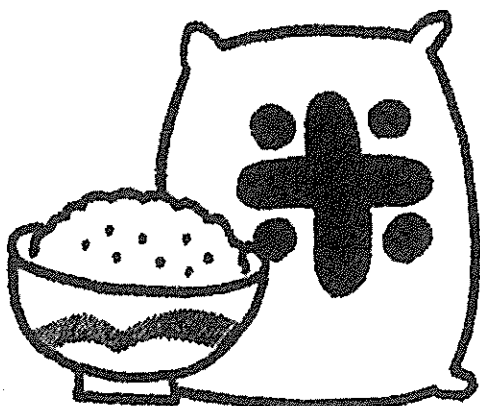
私たちは、いまこそ欧米では当たり前となっている、経営を下支えする政策を確立することが必要だと考えます。そうした観点から、当面、生産費をつぐなう農業者戸別所得補償制度を復活させて、国民の食糧と地域経済、環境と国土を守ることを求めます。以上の趣旨から、下記事項についての意見書を政府関係機関に提出されることを陳情します。

【陳情事項】

1. 農業者戸別所得補償制度を復活させること。

これでは米作りは続けられない… 米価が、生産費を下回っています

「戸別所得補償制度」の復活が必要です



この間、米の価格は「生産に必要なコスト」を大きく下回っています。平成26年産の米で1俵60kgあたりの生産費は1万5416円ですが、同年産の相対価格は平均1万1967円、27年産でも1万3174円です。これでは、お米を作ればつくるほど赤字になって、米作りをやめるしかありません。

政府は、農業の規模を拡大してコストを下げれば良いと言いますが、米価が低すぎるため、むしろ規模の大きい農業者ほど赤字が拡大して経営危機におちいりかねない状況です。

農業者戸別所得補償制度…とは

米価が恒常的に生産費を下回ることから、生産数量目標に従って米を生産する農業者に対して、標準的な生産費（経営費＋家族労働費の8割）と販売価格（平均）の差額を補てんする制度です。

平成25年産米までは、10aあたり1万5000円が交付され、生産を下支えしていました。



◆ 稲作農家の「最低賃金」

サラリーマンであれば、この金額以下で働いてはダメという「最低賃金」があり、少しずつですが上がってきています。

ところが農業者には、最低限の所得を補償する政策が逆に弱められて、現在の10aあたりの交付金は7500円に半減。これも平成30年産には廃止されます。

◆ 地域経済、環境や国土を守るためにも

国民が安心して国内産のお米を食べ続けるためにも、水田が果たしている多面的な機能で環境や国土を守るためにも、地域経済の維持・発展のためにも、農家の経営を「下支える政策」がどうしても必要です。

私たちは、「農業者戸別所得補償制度」の復活を求めます。

取り扱い団体：農民運動全国連合会（農民連）

〒173-0025 東京都板橋区熊野町47-11 社医研センター2階 (TEL 03-5966-2224)